

政令第七十九号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中第一号を第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称

第五十九条第一項中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項

イ その場所の所在地

ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは

名称

六 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるものをいう。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該

電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、

商品が販売される方法

七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

第五十九条第二項中「において準用する」を「（保税蔵置場についての規定の準用）において読み替えて準用する」に改める。

第五十九条の二第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項第一号の二」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号及び第二項に掲げる貨物」を「前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物である場合を除く。）及び同条第二項に規定する保税製品」に、「」の価格は、当該「を」の原料

として使用された外国貨物の課税標準に相当する価格は、これらの」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号に掲げる貨物（」を「前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が」に、「に限る。）が」を「であつて、」に、「おける当該貨物の価格」を「限る。）」に改める。

附 則

この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項中第五号を第八号とし、第四号の次に三号を加える改正規定は、令和七年十月十二日から施行する。